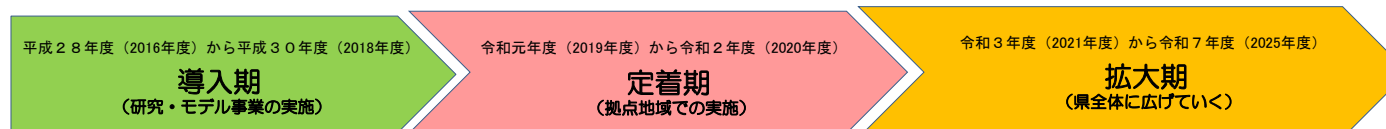


基本的な考え方

平成28年3月に出された「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(実施プラン)」は、平成28年度からの導入期、令和元年度からの定着期を経て、今年度から5年間の拡大期に入り、導入期・定着期の取組を県全体に広げ、研究段階から具体化、制度化を進める段階を迎えている。国の動向や社会情勢など特別支援教育を取り巻く環境の変化、施策の進捗状況を踏まえながら実施プランの状況確認を行い、今年度内の修正ロードマップ公表を目指すこととした。



第3 計画の目標とロードマップ【2022年3月版】

基本理念	障害のある子どもが十分な教育を受けられるよう、教育の充実を図るとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合うことにより、「地域で共に生きていくための力」を育てる。											
取組の方向性	<p>○ 障害のある子どもが十分な教育を受けられるよう、教育の充実を図るとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合うことにより、「地域で共に生きていくための力」を育てる取組を進める。 <地域で共に生きていくための力> ① 障害のある子どもが、地域の同世代の子どもや大人との交流等を通して、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることのできる力 ② 人との豊かなコミュニケーションの中で、与えられた役割や仕事に責任を持って最後までやりきり、地域社会に積極的に参画して、生活基盤を形成することができる力 ○ 「共に学ぶ」を基本の柱として、基本の柱を支える6つの柱ごとに具体的手立てを講じる。 1 社会的・職業的自立の実現 2 発達段階に応じた指導の充実 3 教員の指導力や専門性の向上 4 教育環境の充実 5 教育における連携(役割分担)の推進 6 適切な就学相談の推進 ○ 県と市町とが緊密に連携・協働して、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を進める。 ○ 市町の有する教育資源等を踏まえ、各市町の課題に応じた共同研究やモデル事業等を通して取組を進める。</p>											
柱1	<p>目標 ○ 障害のある子どもが、日常生活上や社会生活上の技能・習慣を身に付け、社会参加のための知識や技能および態度を養うことができるよう、社会的・職業的自立に向けた指導を展開する。</p>											
社会的・職業的自立の実現	<p>目標の達成に向けた考え方 ○ 子ども一人ひとりのキャリア発達を促すことができるよう、早期の段階から卒業後を見通した指導と支援を行うことにより、社会的・職業的自立を図る。</p>											
項目	具体的取組	取組目標	年次計画									
			H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)
1(1) 小中高の一貫したキャリア教育の実施	小中高高等学校および特別支援学校のそれぞれにおいて、障害のある児童生徒の日常的な社会生活能力の向上を図るための指導を充実させ、卒業後の社会的・職業的自立と社会参加を推進する。	小中高一貫したキャリア教育の推進	<p>小中高一貫したキャリア教育の推進</p> <p>小・中・高キャリア教育・進路指導連絡協議会の開催</p> <p>小・中・高・特支キャリア教育・進路指導連絡協議会の開催</p>									
1(2) 小学校におけるキャリア教育の充実	児童が自らの長所を伸ばし自己肯定感や自己有用感を高めよう、体験や経験による学習を中心に成功体験を積み重ね、興味関心を広げていくことのできる教育を行う。	児童の長所を伸ばし自己有用感を高める自立に向けたキャリア教育の推進	<p>小学校におけるキャリア教育の充実</p> <p>児童の自己有用感を高めるキャリア教育の推進</p>									
1(3) 中学校におけるキャリア教育の充実	生徒が自らの長所を伸ばし自己肯定感や自己有用感を高めながら、将来の自立に向けた進路が選択できるよう、高等学校や特別支援学校高等部、また、障害児入所施設などの進路先の把握に努めるとともに、生徒の障害状況も踏まえた生徒・保護者への適切な情報提供を行う。	生徒の長所を伸ばし自己有用感を高める自立に向けたキャリア教育の推進	<p>中学校におけるキャリア教育の充実</p> <p>生徒の自己有用感を高めるキャリア教育の推進</p>									
1(4) 高等学校におけるキャリア教育と職業教育の充実	<p>① 障害のある生徒の居住地域の福祉・労働等の関係機関との連携を密にして、就労支援に努めるとともに、大学や専門学校等の進学先との連携を図る。</p> <p>② 障害のある生徒の自立と社会参加に向け、キャリア教育・職業教育を推進し、福祉・労働等の関係機関と連携した就労支援を促進する。</p>	<p>福祉・労働等の関係機関、大学・専門学校等との連携による支援の充実</p> <p>高等学校における特別支援学校や関係機関と連携した特別な教育的ニーズを有する生徒へのキャリア教育・就労支援の充実</p>	<p>福祉・労働等の関係機関、大学・専門学校等との連携</p> <p>連携会議の開催</p> <p>高等学校における関係機関と連携した就労支援</p> <p>研究校におけるモデル事業の実施(3年次)</p> <p>モデル事業の成果検証と普及</p>									

項目	具体的取組	取組目標	年次計画								
			H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
1(5) 特別支援学校におけるキャリア教育と職業教育の充実	① 特別支援学校におけるキャリア教育の推進のため、生徒の障害の程度に応じて教育内容や教育課程を見直すとともに、高等部に職業学科や職業コース等を置くことについて研究・検討する。	社会的・職業的自立をめざす学科・コースの設置による職業教育の充実	高等養護学校・高等部への職業学科や職業コース等の設置								
	② 多様な人々との交流によりキャリア教育をより効果的に進めるため、進学ニーズの高い高等養護学校の学級定員等そのあり方について研究・検討する。	高等養護学校の学級定員のあり方についての研究・検討	高等養護学校の学級定員の見直し								
	③ 学校の特色化を踏まえ、生徒が希望する学校を選択できるよう通学区域のあり方について研究する。また、将来の通勤等を視野に入れ、単独通学できる生徒の育成に向けた手立てを検討する。	特別支援学校高等部の特色化に伴う通学区域の見直しと単独通学生の拡大	特別支援学校高等部の特色化に伴う通学区域の見直しと単独通学生の拡大								
	④ 生徒の就労意欲と基礎的な技能を高めるため、職業人育成プログラムの活用による企業の知見を生かした授業改善を進め、職業教育の充実を図る。	企業の知見を生かした授業改善による職業教育の充実	職業人育成プログラムの運用と授業改善								
	⑤ 就労先の開拓を促進し、企業向けの学校見学会や合同面接会等を開催するなどして、企業と生徒とのマッチングを促進するとともに、関係機関との連携を図り、就職率の向上と職場への定着を図る。	企業と生徒とのマッチングの促進	企業と生徒とのマッチング促進による就職率向上と離職予防								
	⑥ 生徒一人ひとりの働く意欲を育て、卒業後に向けての目標が明確となるとともに、企業にとって雇用の目安となるような「滋賀らしい」技能検定を実施する。	しがごと検定を活用した職業教育の推進	しがごと検定を活用した職業教育の推進								
	⑦ 障害のある生徒への理解と実習機会の拡大や障害者雇用の促進につなげられるよう、企業や経済団体と共に支援の仕組みを研究・検討する。	「しがごと応援団」の活用等による授業改善と障害者雇用の理解啓発の促進	「しがごと応援団」の活用等による雇用の理解啓発促進								
	⑧ 障害のある生徒の居住地地域の福祉・労働等の関係機関との連携を密にして、就労支援に努めるとともに、大学や専門学校等の進学先との連携を図る。	福祉・労働等の関係機関、大学・専門学校等との連携による支援の充実	福祉・労働等の関係機関、大学・専門学校等との連携								
	⑨ 福祉・医療等との連携を図り、健康の保持、心理的安定、人間関係の形成など、自立活動の内容を取り入れた、障害のある子ども一人ひとりの生活の質を高めることができる指導の充実を図る。	生活の質を高める指導の充実	特別支援学校高等部への生活技能コースの設置								

項目	具体的取組	取組目標	年次計画								
			H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
2(3) 小学校段階	① 小学校における読み書きの困難さの改善等、LDやADHD等の発達障害のある児童への専門的な指導の充実を図る。	専門家や関係機関と連携した小学校における発達障害のある児童への専門的な指導・支援の充実	読み書きの困難さ等を改善する専門的な指導・支援の実施								
			通級指導教室の充実と活用の促進	モデル事業の研究成果の発信						個別の指導計画の活用に係る目安の検討	
			指導計画(91.9%)・支援計画(78.5%)の利活用	指導計画(97.1%) 支援計画(87.5%)	指導計画(99.0%) 支援計画(90.4%)	指導計画(99.9%) 支援計画(95.4%)	数値目標 指導計画(100%) 支援計画(96%)	数値目標 指導計画(100%) 支援計画(100%)			
2(4) 中学校段階	② 全ての児童が、互いの違いやよさを認め磨き合う教育を推進するため、人権教育の視点を大切にした集団づくりを進める。	互いの違いやよさを認め磨き合う人権教育による集団づくりの推進	互いの違いやよさを認め磨き合う人権教育を大切にした集団づくりの推進								
			集団づくりの推進								
2(5) 高等学校段階	① 中学校における対人関係の困難さの改善等、コミュニケーション力に課題のある発達障害のある生徒への専門的な指導の充実を図る。	専門家や関係機関と連携した中学校における発達障害のある生徒への専門的な指導・支援の実施	対人関係の困難さを改善する専門的な指導・支援の実施								
			通級指導教室の充実と活用の促進	モデル事業の研究成果の発信						個別の指導計画の活用に係る目安の検討	
			指導計画(92.5%)・支援計画(75.5%)の利活用	指導計画(97.1%) 支援計画(84.5%)	指導計画(98.1%) 支援計画(89.9%)	指導計画(99.6%) 支援計画(95.2%)	数値目標 指導計画(100%) 支援計画(96%)	数値目標 指導計画(100%) 支援計画(100%)			
2(6) 特別支援学校各学部段階	② 全ての生徒が、互いの違いやよさを認め磨き合う教育を推進するため、人権教育の視点を大切にした集団づくりを進める。	互いの違いやよさを認め磨き合う人権教育による集団づくりの推進	互いの違いやよさを認め磨き合う人権教育を大切にした集団づくりの推進								
			集団づくりの推進								
2(5) 高等学校段階	① 生徒に充実感や成功体験を味わわせ対人関係の困難さの改善を図るため、教員を対象としたソーシャルスキルトレーニング指導者研修を実施し、発達障害のある生徒への指導力の養成を図る。	高等学校における発達障害のある生徒への指導力の養成	ソーシャルスキルトレーニング指導者研修の実施								
			研修講座の開設	特別支援教育コーディネーター連絡会での研修会					特別支援教育コーディネーター連絡会を特別支援教育コーディネーター研修として実施(高等学校)		
2(5) 高等学校段階	② 障害のある生徒の卒業後の自立に向けた社会生活能力の向上を図るため、対人関係に困難さのある生徒への専門的な指導・支援を充実させるとともに、特別な教育課程編成の研究を進める。	高等学校における自立活動等の特別な教育課程および授業改善に関する研究の推進	高等学校における自立活動および授業改善等の研究								
			研究校におけるモデル事業の実施(3年次)	モデル事業の成果検証と普及	通級による指導の導入、検証と普及				通級による指導の拡大検討		
2(6) 特別支援学校各学部段階	③ 全ての生徒が、互いの違いやよさを認め磨き合う教育を推進するため、人権教育の視点を大切にした集団づくりを進める。	互いの違いやよさを認め磨き合う人権教育による集団づくりの推進	互いの違いやよさを認め磨き合う人権教育を大切にした集団づくりの推進								
			集団づくりの推進								
2(6) 特別支援学校各学部段階	① 福祉・医療等との連携を図り、健康の保持、心理的安定、人間関係の形成など、自立活動の内容を取り入れた、障害のある子ども一人ひとりの生活の質を高めることができる指導の充実を図る。	生活の質を高める指導の充実(再掲)	特別支援学校高等部への生活技能コースの設置								
			教育課程の編成・施設設備の研究	研究結果に基づく設置計画の策定 知股併置校に設置開始	研究結果に基づくコース設置と実践および検証						
2(6) 特別支援学校各学部段階	② 生徒の芸術・創造活動の充実・向上をめざし、活動発表の場を設定するなど、障害のある生徒の文化芸術活動の充実と発展を図る。	高文連等関係団体との連携による障害のある生徒の文化芸術活動の充実と発展	障害のある生徒の文化芸術活動の活性化								
			発表会等の実施						各地域で発表会・販売会等の実施		

項目	具体的取組	取組目標	年次計画									
			H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)
柱 3 教員の指導力 や専門性の向上	目標 ○ 障害のある子どもの障害の状態や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導ができるよう、教員の指導力や専門性を向上させる。 ○ 全ての学校園等における教員研修を充実させるとともに、各学校間の人事交流を促進する。											
	目標の達成に向けた考え方 ○ 特別な支援が必要な児童生徒に対して適切な指導を進めるために、全教職員に対する子どもの障害に関する理解の促進を図る。 ○ 「地域で学ぶ」体制づくりを推進するため、通常の学級の担任を含む全教員の障害のある子どもへの指導力を向上させる。 ○ 適切な合理的配慮の提供が図れるよう、教員の特別支援教育に係る専門性を高めるとともに、様々な事例の共有化を進める。											
3(1) 管理職の マネジメント力の 強化と教職員 対象研修の 実施	① 初任者研修、中堅教諭等資質向上研修における障害および合理的配慮に係る研修を悉皆化し、障害のある子どもの理解促進と教育的実践力を強化する。	初任者等の障害および合理的配慮に係る研修充実による実践力の強化	初任者研修・中堅教諭等資質向上研修における障害および合理的配慮に係る研修の実施									
			悉皆研修の実施									
	② 組織体制強化のため、新任校長研修・新任教頭研修等の管理職研修において、障害および合理的配慮に係る研修を実施・充実させ、マネジメント力の強化を図る。	校長等管理職員の障害および合理的配慮に係る研修充実によるマネジメント力の強化	新任校長研修・新任教頭研修等における障害および合理的配慮に係る研修の実施									
			悉皆研修の実施									
	③ インクルーシブ教育の基盤となる人権教育の視点から、教員の資質向上を図る。	人権教育研修による教員の資質向上	人権教育研修による教員の資質向上									
			人権教育リーダーの養成									
人権教育実践力の向上												
3(2) 指導力の 向上をめざした 専門家との 連携、学校間 の連携の推進	① 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成を進め、これら計画に基づいた効果的な指導・支援が実施できるよう、専門家との活用を図るとともに組織体制の強化を図る。	専門家の派遣による指導力の向上	指導力向上と組織体制の強化									
			専門家の派遣	高等学校特別支援教育巡回指導員の派遣	指導計画(91.6%)・支援計画(87.4%)の利活用	指導計画(91.2%) 支援計画(79.1%)	指導計画(95.4%) 支援計画(83.2%)	指導計画(92.7%) 支援計画(80.3%)	指導計画(98%) 支援計画(96%)	数値目標 R5:指導計画(100%) R5:支援計画(100%)		
		学校間連携の推進と担当者の専門性向上	特別支援教育コーディネーター連絡会を拡充し、専門性向上に係る研修の実施									
			・連絡会 ・ブロック別研修						特別支援教育コーディネーター連絡会を特別支援教育コーディネーター研修として実施(高等学校)			

項目	具体的取組	取組目標	年次計画									
			H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)
3(2) 指導力の向上をめざした専門家との連携、学校間の連携の推進	② 教員の採用方法を工夫検討し、特別支援教育に関する資質と能力の高い教員の採用を進める。	特別支援学校教員の採用方法の工夫検討	特別支援学校教員の採用方法の工夫検討									
		採用時の特別支援学校教員免許状の必須化等検討			H31採用選考試験より必須化							
	③ 小中高等学校と特別支援学校との校種間人事交流を促進し、教員の実践的な指導力の向上を図る。	小中高等学校と特別支援学校との人事交流の促進による指導力の向上	校種間人事交流の促進	校種間人事交流の促進								
		人事交流の拡大										
3(3) 特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室等の担当教員の専門性向上	① 大学等への研修派遣の充実により、特別支援教育に関する専門的指導や助言ができる人材の育成を図る。	大学等への研修派遣の充実(特別支援学校)	大学等への研修派遣の充実(特別支援学校)									
		特支学校教員の研修派遣の実施										
	大学等への研修派遣の充実(小中学校)	大学等への研修派遣の充実(小中学校)										
	小中学校教員の研修派遣の実施											
② 全ての特別支援学校教員について、特別支援学校教諭免許状の取得をめざすとともに、特別支援学級担任・通級指導教室担当教員についても可能な限りにおいて特別支援学校教諭免許状の取得を進める。	特別支援学校教諭免許状取得促進による専門性の向上	免許状保有率の向上(近隣大学、放送大学との緊密な連携)	免許状保有率の向上(近隣大学、放送大学との緊密な連携)									
	免許取得の促進(特別支援学校は義務化検討)	免許取得の促進(特別支援学校教諭免許状保有率を平成32年度までに概ね100%になるよう目指す)					特別支援学校教諭等免許状保有状況 91.8%(R2.5.1)					
③ 個々のニーズに応じた合理的配慮が適切にできる特別支援学級担任、通級指導教室担当教員の育成を図る。	ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりと適切な合理的配慮が提供できる研究成果物の普及・活用	授業づくりと適切な合理的配慮が提供できる研究成果物の普及・活用	授業づくりと適切な合理的配慮が提供できる研究成果物の普及・活用									
	センター研究成果物等の改訂および普及	センター研究成果物等の普及・活用					センター研究成果物の普及・活用と通級による指導担当者の実践力向上に係るコンテンツの作成・活用					
特別支援学級・通級指導教室担当教員の研修充実による専門性向上	特別支援学級・通級指導教室担当教員の研修充実	特別支援学級・通級指導教室担当教員の研修充実	特別支援学級・通級指導教室担当教員の研修充実									
センター研修による研修充実							特別支援学級・通級指導教室担当者選択研修(オンライン)の実施					

項目	具体的取組	取組目標	年次計画								
			H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
3(4) 専門性向上に係る研修・研究の充実	① 効果的な研修・研究により、教職員の専門的な知識や指導法・技能の習得を図り、実践力を向上させる。	授業改善・教材開発に係る研修・研究による実践力の向上	教員の専門性向上に向けた効果的な研修・研究の実施								
		課題別研修の実施									
	滋質をめざす特別支援教育ビジョンに係る課題に関する研究による実践力の向上	課題に関する研究の実施									
		課題研究の実施 研究成果の普及					特別支援学校におけるICT活用プロジェクト研究				ICTプロジェクト研究の成果と課題のまとめ
	② 特別支援教育コアリーダー研修の実施により、特別支援教育を進める資質と能力の向上を図る。	効果的な研修体系の構築と人材育成の推進	特別支援教育に精通した人材の育成								
			特別支援教育コアリーダー研修(2年次)の実施	特別支援教育のリーダーを育てる研修<プロジェクト研究 特別支援教育推進リーダー研修>	特別支援教育のリーダーを育てる研修<プロジェクト研究 特別支援教育推進リーダー研修、サテライト研修等>		高等学校特別支援教育コーディネーター研修の実施				
							小・中学校特別支援教育コーディネーターの実施				
	③ ICT機器の活用を含め、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業改善研究の推進	ICT機器の活用を含むユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業改善研究の推進	ICT機器の活用を含むユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業改善の研究								
				モデル校研究	モデル校研究と成果発信						
	③ ICT機器の活用を含め、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業改善研究を進め、研究成果の共有と発信に努める。	特別支援教育の視点を生かしたセンター研究成果物の活用と情報発信	特別支援教育の視点を生かしたセンター研究成果物等の活用と情報発信								
センター研究成果物等の改訂と情報発信			特別支援教育の視点を生かしたセンター研究成果物等の活用と情報発信			自立活動ロードマップの制作	自立活動ロードマップの普及活用				

項目	具体的取組	取組目標	年次計画									
			H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)
			合理的配慮の提供にかかる市町との共同研究の実施									
柱 4 教育環境の 充実	目標 ○ 基礎的な教育環境を整えるとともに、子ども一人ひとりの障害の状況に応じた合理的配慮を提供する。											
	目標の達成に向けた考え方 ○ 子どもの障害の状況や教育的ニーズに応じた多様な学びの場を柔軟に選択し、見直しできるよう、教育環境の整備とその充実を図る。 ○ 合理的配慮の提供が適切にできるよう、基礎的環境整備を進める。											
	① 合理的配慮の提供に係るモデル事業の実施およびその成果の普及により、県内の取組を促進させる。	合理的配慮の提供にかかる市町との共同研究の推進	研究対象市町の決定 共同研究1年次	共同研究2年次	研究成果の検証・普及							
	② 多様化する学びの場の整備に向け、小中学校および高等学校への新たな特別支援学校分教室の設置等について研究・検討を進める。	特別支援学校分教室の設置研究の推進(小中学校)	モデル事業の研究	モデル事業の研究と検証	モデル事業の研究と検証							
	特別支援学校分教室の設置研究の推進(高等学校)	調査・研究	研究									
4(1) 共に学ぶための新たな仕組みづくり	③ 小中学校と特別支援学校との「副次的な学籍」制度のあり方について研究・検討を進める。	小中学校と特別支援学校との「副次的な学籍」制度の導入に向けた研究の推進	モデル事業の研究・検討と実施		制度導入準備・検討					「副次的な学籍」制度開始 「副次的な学籍」制度の全県への普及		
4(2) 小中学校における充実	① 特別支援学校の就学要件を満たす児童生徒が「地域で学ぶ」にあたり、支援員を配置する市町に対し支援する。 H27～：県1/2 市町1/2 H31(国※、県1/3、市町2/3) ※国庫補助の要件に合致する場合は 国1/3・県1/3・市町1/3(交)	地域で学ぶ支援体制強化事業(支援員)による教育環境の充実	H27開始分			H31開始分						
	② 医療的ケアの必要な児童生徒が「地域で学ぶ」にあたり、看護師を配置する市町に対し、国との連携のもと支援する。 H28～：国1/3、県1/3、市町1/3	地域で学ぶ支援体制強化事業(看護師)による教育環境の充実	看護師配置補助の実施								方向性の再検討	

項目	具体的取組	取組目標	年次計画								
			H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
4(2) 小中学校における充実	③ 通級指導教室の計画的な配置とその充実および専門性の向上に努める。	通級指導教室の配置・充実の促進	きめ細かな指導のための通級指導教室の配置・充実								
			通級指導教室の計画的な配置・拡大								
	④ 専門家や関係機関と連携した通級指導教室の充実によって、小中学校における教員の指導力の向上を図る。	専門家や関係機関と連携した通級指導教室の充実による指導力の向上	専門家や関係機関と連携した通級指導教室の充実による支援								
			通級指導教室の充実による支援		研究成果の普及						
4(3) 高等学校における充実	① 県立高等学校に特別な支援を必要とする生徒への支援スタッフを配置し、障害のある生徒への支援の充実を図る。	特別な支援を必要とする生徒への支援スタッフの配置	県立高等学校への支援スタッフの配置								
			支援スタッフの配置								
	② 障害のある生徒が県立高等学校入学選抜を受検する際の配慮事項等の拡大・充実により環境整備を進める。	高等学校入学選抜における配慮事項の拡大・充実	高等学校入学選抜における配慮事項の拡大・充実								
			他府県の情報収集、配慮事項の検討								
4(3) 高等学校における充実	③ 発達障害の状況に応じた学びを推進するため、障害理解の推進を図るとともに、発達障害のある生徒のためのソーシャルスキルトレーニングなどの専門指導の実施について研究・検討する。	ソーシャルスキルトレーニングなどの専門的な指導の実施	発達障害のある生徒へのソーシャルスキルの指導								
			ソーシャルスキルトレーニングの研究・検討								
			研修、実施			普及					
4(3) 高等学校における充実	④ 今後の国の動向を踏まえつつ、通級による指導のあり方についての研究・検討を進める。	通級による指導のあり方についての研究・検討	通級による指導のあり方等について研究・検討								
			通級指導のあり方の研究・検討			指定校において、通級制度を導入(1校)、実施・検証				(仮)これからの滋賀の県立高等学校の在り方に関する基本方針策定	通級指導の拡大検討

項目	具体的取組	取組目標	年次計画									
			H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)
柱 6 適切な就学相談の推進	目標 ○ 子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択できるよう、適切な就学相談・進路相談を実施する。 ○ 就学前から学校を卒業するまでの発達段階に応じた一貫した指導・支援ができるシステムを構築する。											
	目標の達成に向けた考え方 ○ 県内どの市町においても同様な就学相談や指導が受けられる体制整備を進める。 ○ 子どもや保護者が柔軟に学びの場を選択できるよう、適切な情報提供と専門性を踏まえた相談を行う。 ○ 障害のある子どもの将来の自立を図るため、地域との連携に基づく早期段階からの一貫した指導・支援を行う。											
6(1) 県教育支援委員会の設置と充実	① 県就学指導委員会の機能を見直し充実させた(仮称)県教育支援委員会の設置により、早期段階から学校卒業後までの一貫した支援ができる体制を構築する。	県教育支援委員会の設置と機能の拡充	県教育支援委員会の設置・運営 県教育支援委員会の設置(条例改正) → 滋賀県特別支援教育支援委員会設置・運営									
	② 各市町の就学指導・相談についても、要請に応じて、望ましい学びの場の柔軟な選択や「合理的配慮」の提供に向けた指導や助言ができる体制整備を進める。	適切な就学先決定と「合理的配慮」提供への指導・助言	就学指導と「合理的配慮」の提供に関する指導・助言 「発達障害」部会の設置 → 滋賀県特別支援教育支援委員会の専門部会については、必要に応じて設置									
6(2) 適切な就学相談システムの構築	① 障害のある子どもとその保護者が、県内どの市町においても同様の就学指導や情報提供を受けることができる体制づくりを進める。	適切な就学指導のための統一的な指標等の作成とその活用	統一的指標等の作成とその活用 「知的障害」版の活用および検証 → 中学校段階の指標の活用について研究 → 中学校段階の指標について、市町の就学相談等への活用について検証 → 統一的指標の課題検証・改善									
		発達障害の早期発見と適切な支援に向けた研究の推進	発達障害の早期発見と適切な支援に関する研究 文部科学省委託事業を活用し、「発達障害のある子どもへの支援強化事業」の実施 → 事業の継続および成果の普及とチェックシートの活用 → 「学びにくさのある子どもへの指導充実事業」の実施 → 「特別支援教育の視点に立った『個別最適な学び』推進事業」の実施									
	② 特別支援学校のセンター的機能を活用し、就学前の子どもに対する適切な情報提供と相談対応を充実させる。	特別支援学校センター的機能による幼稚園・保育所・認定こども園等への支援の強化	幼稚園・保育所・認定こども園等への支援 センター的機能の活用促進 → センター的機能の活用促進と充実									

